

令和7年度 地域力向上事業 提案募集要項

地域力向上事業とは

市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業のことです。公益性のある事業を対象としています。

市民提案による住みよい地域づくり助成事業

地域力向上事業のうち、団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業のことです。

■募集期間 令和7年4月1日（火）から

事業提案から事業の採択・不採択の決定までに2か月程度かかります。
補助金交付決定前に発生した経費は、補助対象外となりますのでご注意ください。
手続きの主な流れは裏表紙を参照してください。

■地域ごとの募集状況

予算の範囲内で随時受付しています。（予算がなくなり次第、受付を終了します。）
事業の実施場所によって書類の提出先が異なります。お気軽にお問い合わせください。

事業の実施場所	庁舎	窓口（TEL）	募集状況
中地域 （旧中区・三方原地区）	浜松市役所本館2階	中央区役所・区振興課 （053-457-2210）	終了
東地域（旧東区）	東行政センター3階	地域振興 （053-424-0115）	受付中
西地域（旧西区）	西行政センター3階	地域振興 （053-597-1112）	受付中
南地域（旧南区）	南行政センター3階	地域振興 （053-425-1120）	終了

開庁時間：8時30分から17時15分まで（土日祝日は除く）

1 応募資格

市内に住所を有するまたは市内で活動する、3人以上で構成された法人その他グループ（以下、団体とする）です。ただし、次に該当する団体を除きます。

- ・事業提案時点において市税の未納がある団体
- ・政治・宗教活動を目的とする団体及び公の秩序に反する団体

原則として1つの提案を複数の区へ提出することはできません。

別紙「地域力向上事業（助成事業）の実施場所の考え方」をご覧ください。

2 対象事業

次に掲げる公益性のある事業で、令和7年度に中央区内で実施される事業とします。

- ① 地域コミュニティづくりに関する事業
- ② 安全安心な地域づくりに関する事業
- ③ 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- ⑤ 健康・福祉の向上に関する事業
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり事業

ただし、次に掲げる事業は対象となりません。

- ・政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- ・公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- ・浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- ・国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- ・施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業
- ・過去に3回採択された事業（3回目まで対象）

※同じ事業を複数の区に対して提案することはできません。

3 事業の実施期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間

4 補助金額

- 補 助 率：予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内

（千円未満の端数は切り捨て）

※補助金額は、事業採択後に補助対象経費を精査した上で決定します
（事業費のすべてが補助の対象となるとは限りません）。

※過去に採択された事業が、再度又は再々度採択された場合は
補助率が下がります（再度40%以内、再々度25%以内）。

- 補助対象経費：別紙「補助対象経費」とおり

- 補 助 限 度 額：予算の範囲内で上限200万円

- 交 付 時 期：事業の完了後、実績報告書が提出され、交付金額が確定した後に交付します。

5 応募方法

次の必要書類を記入のうえ、各窓口へ持参してください。

（浜松市ホームページから様式ダウンロード可能 中央区地域力向上事業 で検索）

- ① 事業提案書（第1号様式）
- ② 収支予算書（第2号様式）
- ③ 団体の概要書（第3号様式）
- ④ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）（第4号様式）

6 事業の選定方法

提案いただいた事業は、中央区協議会の各地域分科会の意見を踏まえ、地域力向上事業審査会で地域資源の活用度、地域課題の明確性、事業の妥当性、公益性、財政支援の妥当性などの観点から審査をして、採択・不採択を決定します。

7 結果の通知

提案の採択・不採択は、提出していただいた月の翌々月までにお知らせします。

※採択となった提案は、改めて補助金交付申請書等を提出していただきます。

【過去の主な不採択理由】

- ・商業性が高く、補助金によらず実施できる可能性が高いため。
- ・企業の社会貢献的な意味合いが強く、公益性が低いため。
- ・団体の発表会的な意味合いが強く、多数の一般参加が見込めないため。
- ・有料の習い事との差別化が困難なため。
- ・市がすでに実施している事業と内容が類似しているため。

8 その他

応募により取得した個人情報、応募内容に関する問い合わせや結果の通知など、本件事業に関することに限って利用します。また、提出していただいた書類は返却しません。

事業の完了後、事業の実績について評価し、その結果を浜松市ホームページで公表します。

提案募集のお知らせ

浜松市ホームページ



「事業提案書」等の提出

提案者

市

地域力向上事業審査会にて事業説明

提案内容の検討

地域分科会で協議

提案事業の採択・不採択の決定
「選考結果通知書」の送付

2 か月程度必要です
事業開始時期に
ご注意ください

採択の場合

「補助金交付申請書」等の提出

「補助金交付決定通知書」の送付（事業決定）

事業決定より前に発生
した経費は補助対象外

事業の実施

事業の内容を変更する
場合はご相談ください

事業終了後

「実績報告書」等の提出

内容審査

「補助金交付確定通知書」の送付（補助金額確定）

請求書の提出（指定口座への振込み）

請求書を受理してから
振込みまで3週間程度

事後評価

評価内容は市ホームページ等で公開